

議案第1号

令和5年度みやま市地域公共交通活性化協議会 事業計画（案）について

令和5年度みやま市地域公共交通活性化協議会事業計画（案）について、下記のとおり提案します。

協議会	開催日	内 容
第1回	6月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度事業計画（案）及び収支予算（案）について ・令和6年度地域内フィーダー系統確保維持改善計画（案）について
第2回	8月	<ul style="list-style-type: none"> ・みやま市地域公共交通網形成計画の総括について ・コミュニティバス見直し検討委員会について
第3回	12月	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内フィーダー系統確保維持改善計画の事業評価 ・コミュニティバスの運行見直しについて
第4回	2月	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバスの運行見直しについて

実施時期	取組予定
令和5年7月20日～9月20日	福岡県交通政策課が主催する県庁11階「よかもんひろば」の企画展で啓発チラシ等を配布
令和5年秋以降	市の商工観光分野と連携した企画乗車券の発行
時期未定	柳川市と連携した路線バス及びコミュニティバス利用促進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度 路線バス及びコミュニティバス無料の日
随時	コミュニティバス運行見直しのためのニーズ調査
随時	市ホームページ・LINE等での公共交通情報の提供
随時	チラシ等の配布による公共交通利用促進の街頭啓発活動
随時	自動運転サービスの利用促進

議案第2号

令和5年度みやま市地域公共交通活性化協議会 歳入歳出予算(案)

令和5年度みやま市地域公共交通活性化協議会 歳入歳出予算(案)について、下記のとおり提案します。

歳 入 (単位:円)

項 目	R4予算 (A)	R5予算 (B)	差引増減額 (B)－(A)	内容
負担金	6,830,000	30,000	▲ 6,800,000	みやま市(30,000)
補助金	1,000	1,000	0	
繰越金	146,843	160,027	13,184	
諸収入	157	23	▲ 134	
計	6,978,000	191,050	▲ 6,786,950	

歳 出 (単位:円)

項 目	R4予算 (A)	R5予算 (B)	差引増減額 (B)－(A)	内容
運営費	25,000	20,000	▲ 5,000	食糧費(10,000) 消耗品費(10,000)
事業費	6,930,000	160,000	▲ 6,770,000	消耗品費(10,000) 啓発事業負担金(150,000)
予備費	23,000	11,050	▲ 11,950	
計	6,978,000	191,050	▲ 6,786,950	

議案第3号

令和6年度地域内フィーダー系統確保維持計画(案)について

令和6年度地域内フィーダー系統確保維持計画(案)について、次のとおり提案します。

記

- ・令和6年度地域内フィーダー系統確保維持計画申請書(案)のとおり

様式第 1 - 6 (日本工業規格 A 列 4 番)

5 5 企 地 第 号
令 和 5 年 6 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称	みやま市
住 所	福岡県みやま市瀬高町小川 5 番地
代表者氏名	みやま市長 松嶋 盛人

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した地域内フィーダー系統確保維持計画を添付すること。

生活交通確保維持改善計画の名称	
みやま市地域内フィーダー系統確保維持計画	
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性	
<p>本市の交通状況は、市中央部に3つの駅を有するJR鹿児島本線が南北に縦断し、その西側を2つの駅を有する西鉄天神大牟田線が並走している。また、市東部には九州新幹線が走り、筑後船小屋駅が隣接している。バス路線としては、堀川バスが1路線（瀬高・柳川線）のみ、JR瀬高駅から隣接する柳川市まで運行している。市では、平成20年4月より高齢者や障害がある方等を対象に、生活交通手段の確保を目的に、福祉バスを市内全域で運行していた。しかし、利用者が限られているため、交通利便性の向上を求める意見が市民より多く寄せられ、平成30年3月より定時定路線型バス（市町村有償運送）みやま市コミュニティバス「くすっぴー号」の運行を開始した。本運行により、誰もが利用可能な定時定路線型バスが市内全域で運行することとなり、生活交通手段が確保される。</p> <p>運行にあたっては、路線バスや鉄道など既存の公共交通機関とも連携を図りながら、各地区と医療機関、商店などの生活目的施設、市役所などの公的機関を結ぶ、利用しやすい公共交通ネットワークを形成する必要がある。そのため、鉄道や路線バスとコミュニティバス「くすっぴー号」を有効に結節させ、既存の公共交通を維持確保するとともに、市民（主に高齢者等）の通院、買い物等の日常生活に必要な移動手段の確保を目的として本計画を策定する。</p> <p>また、平成30年3月、人口減少等が予測される将来においても持続可能な公共交通網を形成するため、「みやま市地域公共交通網形成計画」の策定を行い、令和5年3月に計画期間の満了を迎えたため、次期計画として「みやま市地域公共交通計画」を策定した。</p>	
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果	
(1) 事業の目標	
<p>市民（主に高齢者等）の日常生活における移動手段の確保を目的とした、利用しやすい公共交通ネットワークの形成を目指すため、利用者数を指標として定め、各路線の利用者数目標を設定する。</p>	
令和6年度	
清水・上庄線	1便あたり4人以上
瀬高・高田線（太神・岩田経由）	1便あたり4人以上
高田・瀬高線（江浦・浜田・大江経由）	1便あたり6人以上
高田・瀬高線（国道209号経由）	1便あたり6人以上
山川・瀬高線	1便あたり7人以上
高田南部・西部線	1便あたり4人以上
山川・高田線（亀谷・竹飯経由）	1便あたり3人以上
山川・高田線（田浦・田尻経由）	1便あたり3人以上
令和7年度	
清水・上庄線	1便あたり4人以上
瀬高・高田線（太神・岩田経由）	1便あたり4人以上
高田・瀬高線（江浦・浜田・大江経由）	1便あたり6人以上
高田・瀬高線（国道209号経由）	1便あたり6人以上
山川・瀬高線	1便あたり7人以上
高田南部・西部線	1便あたり4人以上
山川・高田線（亀谷・竹飯経由）	1便あたり3人以上
山川・高田線（田浦・田尻経由）	1便あたり3人以上

令和 8 年度

清水・上庄線	1 便あたり 4 人以上
瀬高・高田線（太神・岩田経由）	1 便あたり 4 人以上
高田・瀬高線（江浦・浜田・大江経由）	1 便あたり 6 人以上
高田・瀬高線（国道 209 号経由）	1 便あたり 7 人以上
山川・瀬高線	1 便あたり 7 人以上
高田南部・西部線	1 便あたり 4 人以上
山川・高田線（亀谷・竹飯経由）	1 便あたり 3 人以上
山川・高田線（田浦・田尻経由）	1 便あたり 3 人以上

(2) 事業の効果

本運行により、市民（主に高齢者等）の通院、買い物等の日常生活に必要な移動手段が確保される。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・コミュニティバスの利用状況や市民の意見を基に運行サービスの抜本的な見直しを実施する。（みやま市、交通事業者）
- ・コミュニティバスの待合環境や車内環境整備を推進する。（みやま市、交通事業者）
- ・交通拠点での鉄道や路線バスへの乗り継ぎ環境の充実を図る。（みやま市、交通事業者）
- ・交通拠点で乗り継ぎやすいダイヤへの改善を実施するとともに、広域移動しやすい環境づくりを整備する。（みやま市、交通事業者）
- ・高齢者等へのモビリティ・マネジメントを行う。（みやま市、交通事業者、関係団体）
- ・地域活動やイベントなどと連携した公共交通の利用促進を行う。（みやま市）
（みやま市地域公共交通計画 P72、P73、P76、P77、P78、P80、P82 を参照）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」を添付

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

みやま市においては、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

みやま市

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法

【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

該当なし

8. 別表 1 の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

9. 別表 1 の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
コミュニティバスの車両の老朽化に伴い、安全・安心な運行に支障が生じないように新規車両を購入する必要がある。そのため令和4年6月に1台、令和5年1月に2台購入し、運行を開始した。
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
安全・安心の確保とともに、新規車両の購入により経費削減につなげる。 瀬高・高田線（江浦・浜田・大江経由） 1便あたり6人以上 高田・瀬高線（国道209号線） 1便あたり6人以上 山川・瀬高線 1便あたり7人以上
(2) 事業の効果
購入する新車はディーゼルエンジンであり、ガソリンエンジンに比べ耐久性に優れ、故障が少ない。また、ガソリン車より燃費の良いディーゼル車を購入することで経費の削減につながる。
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
車両の取得を行う事業所及び車両購入費用の負担者はみやま市である。 地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱「表6」を添付。
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
20. 協議会の開催状況と主な議論
・平成29年1月31日（第1回） 協議会設立 ・平成29年3月28日（第2回） 運行内容の協議

- ・平成 29 年 6 月 26 日（第 3 回） 運行内容の協議
- ・平成 29 年 8 月 17 日（第 4 回） 平成 30 年度計画の協議・承認
- ・平成 29 年 10 月 24 日（第 5 回） 運行内容の協議
- ・平成 29 年 12 月 25 日（第 6 回） 運行内容の協議、平成 30 年度計画変更の協議・承認
- ・平成 30 年 1 月 31 日 運行内容についての書面協議、承認
- ・平成 30 年 2 月 22 日（第 7 回） 運行内容の協議
- ・平成 30 年 3 月 26 日（第 8 回） 平成 30 年度計画変更の協議・承認

- ・平成 30 年 6 月 4 日 平成 30 年度計画変更について書面報告
- ・平成 30 年 6 月 25 日（第 9 回） 平成 31 年度計画の協議・承認
- ・平成 30 年 11 月 2 日（第 10 回） 平成 31 年度運行計画の変更の協議（筑後広域公園プール玄関前まで路線延長、一部の系統の運行ダイヤの見直し）
- ・平成 31 年 1 月 10 日（第 11 回） 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価の協議・承認

- ・令和元年 6 月 21 日（第 1 回） 令和 2 年度計画の協議・承認
- ・令和元年 11 月 11 日（第 2 回） 令和 2 年度運行計画の変更の協議（路線の延長、一部区間廃止、運行ダイヤの見直し）・承認
- ・令和 2 年 1 月 17 日（第 3 回） 令和 2 年度運行計画の変更の協議（運休日の変更）・承認

- ・令和 2 年 6 月 4 日（第 1 回） 令和 3 年度計画の協議・承認
- ・令和 2 年 11 月 24 日（第 2 回） 令和 3 年度運行計画の変更の協議（運行ダイヤの見直し、新規設置）・承認、自動運転の実装化
- ・令和 3 年 1 月（第 3 回・書面開催） 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価の協議、自動運転の社会実装
- ・令和 3 年 3 月 26 日（第 4 回） 地域公共交通網形成計画の施策の取り組み状況報告、自動運転の社会実装及び自家用有償旅客運送の変更申請協議・承認

- ・令和 3 年 6 月 1 日（第 1 回） 令和 4 年度計画の協議・承認
- ・令和 3 年 6 月 25 日 地域内フィーダー系統確保維持計画（案）の変更について書面報告
- ・令和 3 年 12 月 9 日（第 2 回） 令和 4 年度運行計画の見直し（路線の延長、運行ダイヤの見直し）、地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価の協議
- ・令和 4 年 2 月 22 日（第 3 回） 地域公共交通網形成計画の施策の取り組み状況報告、令和 4 年度運行計画の見直しについて（運行ルート、運行ダイヤの見直し）

- ・令和 4 年 6 月 1 日（第 1 回） 令和 5 年度計画の協議・承認
- ・令和 4 年 10 月 21 日（第 2 回・書面開催） 令和 5 年度運行計画の変更の協議（バス停の新規設置）
- ・令和 4 年 12 月 20 日（第 3 回） 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価の協議、地域公共交通計画策定に関する協議
- ・令和 5 年 1 月 31 日（第 4 回） 令和 5 年度運行計画の見直し（路線の延長、運行ダイヤの見直し）、地域公共交通計画策定に関する協議
- ・令和 5 年 3 月 28 日（第 5 回） **地域公共交通計画策定に関する協議**
- ・令和 5 年 6 月 27 日（第 1 回） **令和 6 年度計画の協議・承認**

21. 利用者等の意見の反映状況

みやま市地域公共交通活性化協議会の委員として市民代表 7 名に参加いただき、市民意見を計画に反映させた。

22. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	福岡県企画・地域振興部交通政策課
関係市区町村	みやま市総務部企画振興課、柳川市総務部企画課
交通事業者・交通施設管理者等	九州旅客鉄道(株)、堀川バス(株)、瀬高交通自動車(有)、ニコニコ光タクシー(株)、福岡県南筑後県土整備事務所、柳川警察署
地方運輸局	九州運輸局福岡運輸支局
その他協議会が必要と認める者	みやま市議会、行政区長会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会、堀川バス労働組合、九州工業大学

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 福岡県みやま市瀬高町小川5番地

(所 属) みやま市総務部企画振興課

(氏 名) 吉開 光希

(電 話) 0944-64-1550

(e-mail) sousei@city.miyama.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件(別 表7・9)	補助対象地域間幹線系統 等と接続の確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
みやま市	みやま市	(1) 清水・上庄線	市立図書館	筑後広域 公園プー ル玄関前	JR瀬高駅	往 37.4km 復 .km	303日	1,212.0回			路線定期	②(1)	JR九州の鹿児島本線と瀬高駅にて接 続、堀川バスの瀬高・柳川線と瀬高駅 にて接続	③
	みやま市	(2) 瀬高・高田線(太神・岩 田経由)	市立図書館	岩津郵便 局前	ヨコクラ病院前	往 19.3km 復 .km	303日	1,060.5回			路線定期	②(1)	JR九州の鹿児島本線と南瀬高駅及び 渡瀬駅にて接続	③
	みやま市	(3) 高田・瀬高線(江浦・浜 田・大江経由)①	JR渡瀬駅	堀切	みやま市役所	往 14.3km 復 .km	303日	454.5回			路線定期	②(1)	JR九州の鹿児島本線と瀬高駅及び渡 瀬駅にて接続、堀川バスの瀬高・柳川 線と瀬高駅にて接続	③
	みやま市	(4) 高田・瀬高線(江浦・浜 田・大江経由)②	みやま市役所	山内医院 前	あたご苑	往 10.7km 復 .km	303日	454.5回			路線定期	②(1)	JR九州の鹿児島本線と渡瀬駅にて接 続	③
	みやま市	(5) 高田・瀬高線(国道209 号経由)	新船小屋	道の駅み やま	ヨコクラ病院前	往 16.2km 復 .km	303日	1,515.0回			路線定期	②(1)	JR九州の鹿児島本線と瀬高駅及び南 瀬高駅、渡瀬駅にて接続、堀川バスの 瀬高・柳川線と瀬高駅にて接続	③
	みやま市	(6) 山川・瀬高線①	総合市民センター	山川げん きかん、み やま市役 所	市立図書館	往 19.1km 復 19.1km	303日	1,363.5回			路線定期	②(1)	JR九州の鹿児島本線と瀬高駅にて接 続、堀川バスの瀬高・柳川線と瀬高駅 にて接続	③
	みやま市	(7) 山川・瀬高線②	バイオマスセンター	JR瀬高 駅、みやま 市役所	市立図書館	往 16.3km 復 .km	303日	151.5回			路線定期	②(1)	JR九州の鹿児島本線と瀬高駅にて接 続、堀川バスの瀬高・柳川線と瀬高駅 にて接続	③
	みやま市	(8) 山川・瀬高線③	JR瀬高駅		真弓公民館	往 12.7km 復 .km	303日	151.5回			路線定期	②(1)	JR九州の鹿児島本線と瀬高駅にて接 続、堀川バスの瀬高・柳川線と瀬高駅 にて接続	③
	みやま市	(9) 高田南部・西部線(循 環)	あたご苑	西鉄開駅	あたご苑	循環 30.3km .km	303日	606.0回			路線定期	②(1)	JR九州の鹿児島本線と瀬高駅にて接 続、堀川バスの瀬高・柳川線と瀬高駅 にて接続	③
	みやま市	(10) 山川・高田線(亀谷・竹 飯経由)	JR渡瀬駅	西竹飯、あ たご苑	山川げんきかん	往 18.1km 復 .km	303日	909.0回			路線定期	②(1)	JR九州の鹿児島本線と渡瀬駅にて接 続、西日本鉄道の天神大牟田線と開 駅及び江の浦駅にて接続にて接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件(別 表7・9)	補助対象地域間幹線系統 等と接続の確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
みやま市	みやま市	(11) 山川・高田線(田浦・田尻経由)①	JR渡瀬駅	あたご苑	山川げんきかん	往復 15.km .km	303日	757.5回			路線定期	②(1)	JR九州の鹿児島本線と渡瀬駅にて接続	③
	みやま市	(12) 山川・高田線(田浦・田尻経由)②	山川げんきかん	あたご苑	ヨコクラ病院前	往復 11.km .km	303日	151.5回			路線定期	②(1)	JR九州の鹿児島本線と渡瀬駅にて接続	③
		(13)				.km .km	日	.0回			路線定期		にて接続	
		(14)				.km .km	日	.0回			路線定期		にて接続	
		(15)				.km .km	日	.0回			路線定期		にて接続	
		(16)				.km .km	日	.0回			路線定期		にて接続	
		(17)				.km .km	日	.0回			路線定期		にて接続	
		(18)				.km .km	日	.0回			路線定期		にて接続	
		(19)				.km .km	日	.0回			路線定期		にて接続	
		(20)				.km .km	日	.0回			路線定期		にて接続	

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	みやま市
-------	------

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	35,861
交通不便地域等	35,861

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
35,861	市内全域	過疎法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
地域公共交通計画	平成30年3月30日	平成30年度

(※参考)

対象人口	算定式	国庫補助上限額

(※) 省略可。

協議会において承認を得る必要があるなど、自治体の必要性に応じて記載可。
 なお、記載する場合の適用算定式においては、直近の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額の算定式をご活用ください。

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

表6 車両の取得計画の概要(車両減価償却費等補助)(地域内フィーダー系統)

市区町村名	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する補助対象系統名 (申請番号)	補助対象車両の種別			乗車定員	購入年月	利便増進特例措置	運送継続特例措置	購入等の種別
				イ	ロ	ハ					
みやま市	みやま市	1	高田・瀬高線(江浦・浜田・大江経由) 他1系統	小型車両			11	R4.6			一括
	みやま市	2	高田・瀬高線(国道209号線経由)	小型車両			25	R5.1			一括
	みやま市	3	(6) 山川・瀬高線 他2系統	小型車両			25	R5.1			一括
		4	()								
		5	()								

(注)

- 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型又は小型車両の別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
- 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
- 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。
- 「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。
- 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

令和 5 年 6 月 日

九州運輸局 福岡運輸支局長 殿
指定都道府県等の長 殿

名 称 みやま市
住 所 福岡県みやま市瀬高町小川 5 番地
代表者の氏名 みやま市長 松嶋 盛人

自家用有償旅客運送の変更登録の申請（案）

このたび、自家用有償旅客運送の登録事項の変更を行いたいので、道路運送法第 79 条の 7 及び同法施行規則第 51 条の 11 の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

みやま市
福岡県みやま市瀬高町小川 5 番地
みやま市長 松嶋 盛人

2. 登録番号

九福市交第 14 号

3. 自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送

4. 変更しようとする事項

(1) 路線

別紙のとおり

(2) 運送の区域

新	
旧	

(3) 運送の種別

新	
旧	

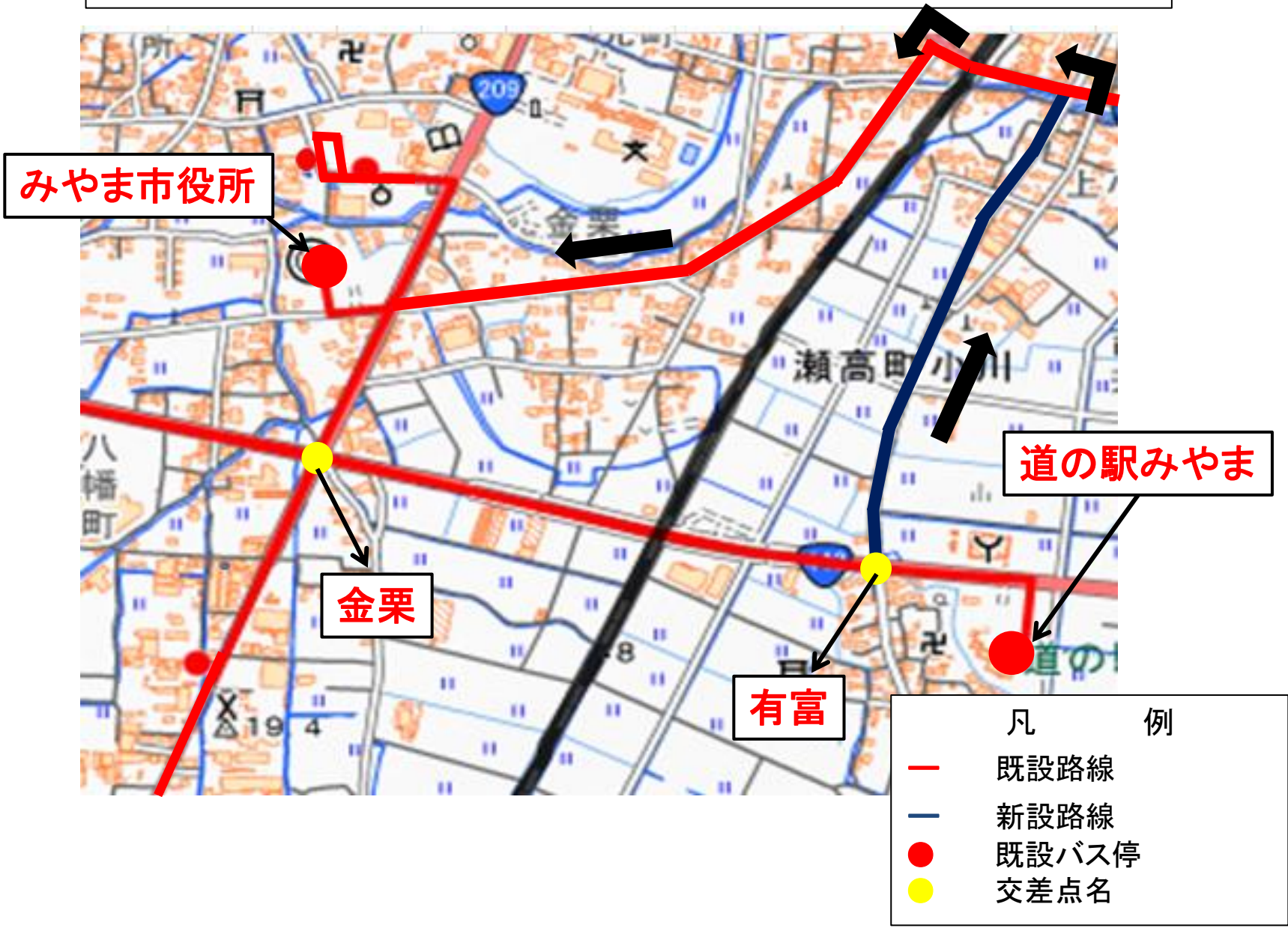
(4) 事業者協力型自家用有償旅客運送を行うかどうかの別

新	
旧	

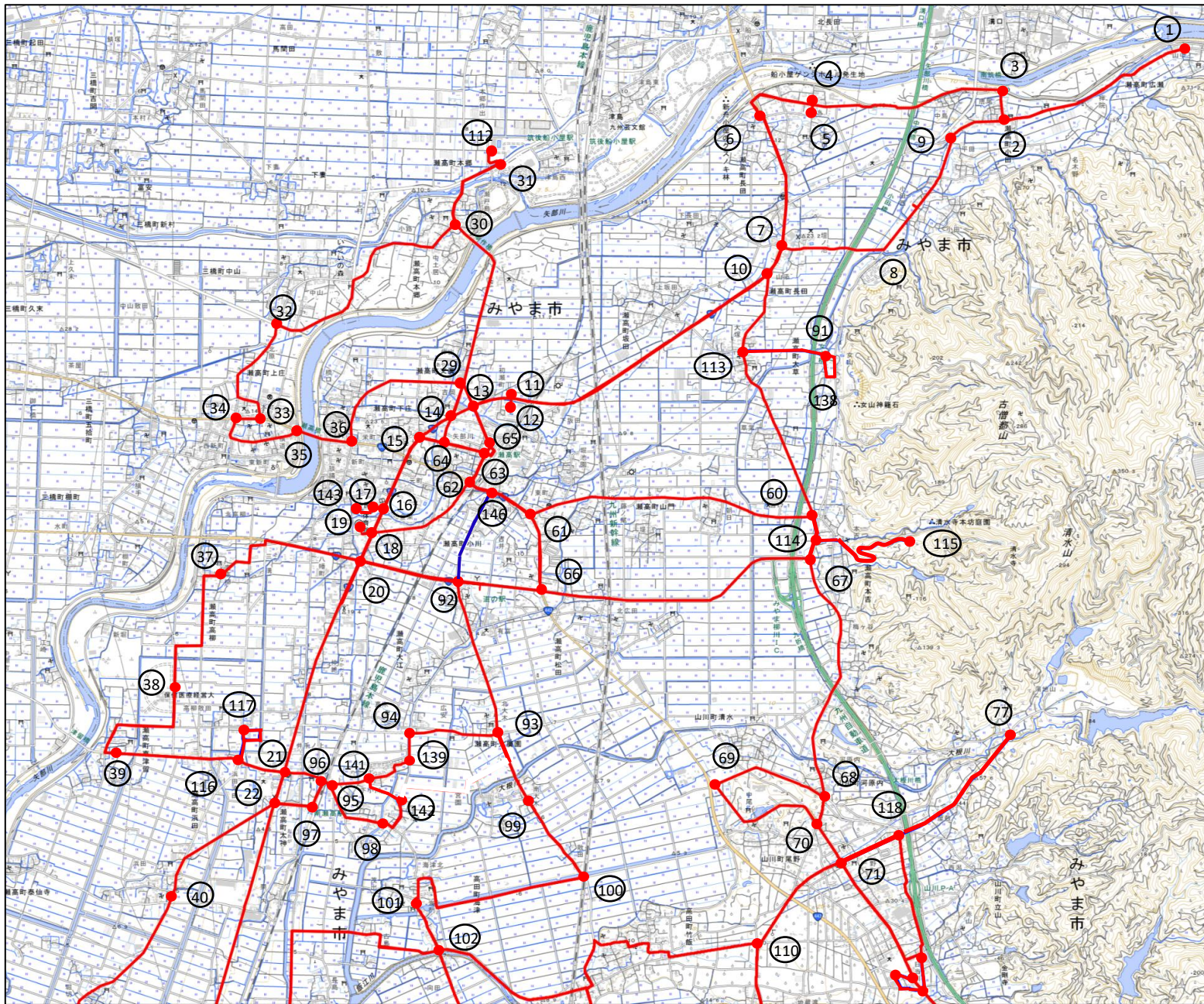
5. 変更予定期日

令和 5 年 8 月 1 日

高田・瀬高線(国道209号線) 道の駅みやま～みやま市役所
 瀬高・高田線(太神・岩田経由) 道の駅みやま～みやま市役所



みやま市コミュニティバス 路線図



凡 例

- 既設路線 (Existing Route)
- 新規路線 (New Route)

様式第1-3号 別紙(4.(1)関係)

NO	項目名	変更前	変更後	変更内容	変更理由
167	起点		みやま市瀬高町大江81番1地先 (92)	路線の変更	渋滞によりダイヤの遅れが生じているため
	主たる経由地		小川		
	終点		みやま市瀬高町小川1148番4地先 (146)		
	キロ程		0706.km		

令和 5 年 6 月 日

福岡運輸支局長

地域公共交通会議（又は協議会）において協議が調ったことを証する書類

申請のあった自家用有償旅客運送については、下記のとおり地域公共交通会議（又は協議会）を開催し、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要であるとの合意に至ったので、その旨証明します。

記

1. 自家用有償旅客運送の種別

市町村運営有償運送（交通空白輸送）

2. 地域公共交通会議（又は協議会）の名称及び対象市町村
（名 称） みやま市地域公共交通会議

（対象市町村） みやま市

3. 地域公共交通会議（又は協議会）にて合意に至った年月日

令和 5 年 6 月 日

4. 運送主体の名称、住所、代表者の氏名

みやま市
福岡県みやま市瀬高町小川 5 番地
みやま市長 松嶋 盛人

5. 合意の内容

（1）路線又は運送の区域
別紙のとおり

6. その他特記事項

令和 5 年 6 月 日

みやま市地域公共交通会議 主宰者 みやま市長 松嶋 盛人

みやま市地域公共交通計画（案）に対するパブリック・コメントの結果について

1 意見募集の結果

(1) 意見提出者（意見数）

提出者数 1人（1件）

(2) 提出方法

郵 送	電子メール	直接持参	合 計
		1 件	1 人

(3) 意見の内容及びみやま市地域公共交通活性化協議会の考え方

お寄せいただいたご意見と、それに対するみやま市地域公共交通活性化協議会の考え方は、下記のとおりとなります。

2 みやま市地域公共交通計画（案）に対するご意見とその回答

No.	ページ	意見等の該当箇所	意見等の概要	回答（事務局案）
1	74 ページ	第 8 章 8-2 施策③ 自動運転サービスの必要性・あり方の検討	32 ページの運行概要で自動運転サービスの 1 日あたりの平均利用者数が 1.2 人という結果が出ている。74 ページのスケジュールに沿って令和 6 年度で事業を中止すべき。	自動運転サービスについては、費用対効果はもちろん、費用面だけでは測れない「持続可能な地域公共交通の確保」という本事業の有用性や社会性などを総合的に評価し、令和 6 年度以降の運行に関して、令和 5 年度中に慎重に判断したいと考えております。
2	75 ページ	第 8 章 8-2 施策④ デマンド型乗合タクシー等へ転換等の検討・推進	実施スケジュールでは、令和 6 年度に試行的な運行と記載されているが、令和 5 年度のコミュニティバス見直し検討業務の実施により、試行計画、予算を積算し、令和 6 年 4 月から試行、令和 7 年度から実施できるよう早期の実施を望む。	コミュニティバスの見直し検討業務では、利用状況や住民のニーズを把握し、課題事項を洗い出します。コミュニティバスの対応が難しい面については、利用需要や利用者の特性に応じた新しい移動サービス（デマンド型乗合タクシー等）への転換を軸に検討いたします。 実施に関しては、交通事業者や関係団体と協議しながら早期の実現ができるよう進めてまいります。

議案第6号

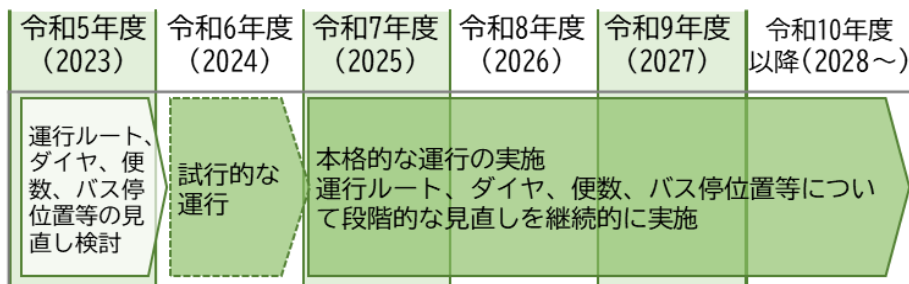
コミュニティバス見直し検討委員会の設立について

1 見直しの背景と目的

現在のコミュニティバスは市域を面的に網羅しているため、大きく迂回するルートとなっている路線や、1運行に比較的長い時間を要する循環ルートとなっている路線が存在し、利便性等の観点から住民や利用者より改善を求める意見が寄せられています。

今後は利用状況や利用者・住民のニーズを分析し、交通事業者等と連携しながら、路線・区間など見直しが必要な項目について洗い出しを行い、地域や周辺自治体などとの協議・調整を行います。また、全ての路線・全ての項目を一律に見直すのは困難であるため、市の財政状況等を勘案しながら、段階的に検討・実施します。

2 実施スケジュール（案）



※地域公共交通計画より抜粋

3 構成員（案）

交通事業者、市内団体等の代表者、市民代表（公募委員）、有識者その他必要と認める者
※地域公共交通計画策定部会（昨年度設置）の構成委員を軸に調整

（参考）地域公共交通計画策定部会 構成員

- ①学識経験者、②行政区長会、③瀬高交通自動車有限会社、④ニコニコ光タクシー株式会社、⑤みやま市民生委員児童員協議会、⑥みやま市老人クラブ連合会、⑦みやま市社会福祉協議会、⑧市民代表（公募委員）